

地方税の賦課・徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について

1 特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは、「個人番号」をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

特定個人情報ファイルを保有しようとする者は、保有しようとする前に、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられており、また、当該特定個人情報ファイルについて「重要な変更」を加えようとするときも、特定個人情報保護評価を再実施することとされています。（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第28条（以下：番号法））

特定個人情報保護評価は、しきい値判断（対象人数、取扱者数、重大事故の発生有無）により、①基礎項目評価、②基礎項目評価及び重点項目評価、③基礎項目評価及び全項目評価のいずれかにより行い、うち③の全項目評価については、評価の実施手続において意見聴取及び第三者点検を実施しなければならないとされています。

2 「地方税の賦課・徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の経過

本市の地方税の賦課・徴収に関する事務における特定個人情報保護評価は、しきい値判断の結果により全項目評価書の作成が義務付けられるものとなるため、平成27年度（2015年度）に各評価書を作成し、パブリックコメント（市民意見募集）及び第三者点検を経た上で、提出・公表しました。また、令和元年度（2019年度）には、特定個人情報ファイルに対する重要な変更（税証明のコンビニ交付サービスの導入）について、再評価を実施し、提出・公表しました。

3 特定個人情報保護評価の再実施について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき、本市の税務システムの標準化対応については、令和 7 年(2025 年)1月にガバメントクラウドを活用した新システムでの運用を開始し、令和 8 年（2026 年）3 月末までに標準準拠システムへの移行を完了する予定です。

上記のガバメントクラウドでのシステム運用は、特定個人情報ファイルに「重要な変更」を加えるものに該当し、特定個人情報保護評価の再実施は、「重要な変更」を加える前に実施しなければならないとされていることから、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針に基づき、本市が作成した特定個人情報保護評価書修正案（地方税の賦課・徴収に関する事務全項目評価書案）について、「4 特定個人情報保護評価の今後のスケジュール」に記載の時期に市民意見を募集するものです。

なお、本市では、「住民等の意見聴取」として「パブリックコメント」を実施し、「第三者点検」として「吹田市個人情報保護審議会」での点検を実施します。

【主な変更点】

保管場所やリスク対策等の変更 (重要な変更)に該当)	標準準拠システムをガバメントクラウド上に構築することに伴い、国の定めるガバメントクラウドの安全管理措置に従った内容を追加。
システムの機能やファイル記録項目等の変更	国の示す標準仕様書にあわせて、システム機能や保有するデータ項目を変更。
組織名の変更	令和 6 年度から税制課と市民税課が統合されることに伴い、特定個人情報を取り扱う部署名を変更。

4 特定個人情報保護評価の再実施に関する今後のスケジュール（予定）

実施時期	実施内容
令和 6 年 1 月 22 日（月） ～2 月 21 日（水）	「全項目評価書」案の市民意見募集
令和 6 年 3 月	第三者点検 (吹田市個人情報保護審議会)
令和 6 年 4 月	特定個人情報保護評価書の提出・公表
令和 7 年 1 月	ガバメントクラウド上での新システムの稼働

【全項目評価書の内容】

- ・ 評 価 書 名： 地方税の賦課・徴収に関する事務に係る全項目評価書
- ・ 評価実施機関：吹田市長
- ・ 全項目評価書の項目：以下のとおり

評価書の項目	主な記載内容
I 基本情報	特定個人情報を取り扱う事務の内容、必要性、システムの機能等
(別添1) 事務の内容	記録項目、入手・使用、取扱いの委託等
II 特定個人情報ファイルの概要	記録項目、入手・使用、取扱いの委託等
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	特定個人情報ファイルの全記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	特定個人情報の各取扱いプロセス（入手、使用、委託、提供・移転、情報提供ネットワークシステムとの接続、保管、消去等）におけるリスクに対する措置の内容等
IV その他リスク対策	監査、従事者に対する教育・啓発、その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求及び特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先
VI 評価実施手続き	基礎項目評価、国民・住民等からの意見聴取及び第三者点検の結果
(別添3) 変更箇所	評価書の修正又は、評価の再実施に伴う記載事項変更
別紙1	情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報の提供先の一覧
別紙2	「吹田市個人番号の利用等に関する条例」に基づく特定個人情報の提供先の一覧
別紙3	番号法に基づく特定個人情報の移転先の一覧